

広島市中小企業勤労者共済事業（ドゥブレ）運営業務 受託候補者特定基準

項目・審査の観点			配点	
			大項目	小項目
1 業務目的の理解度及び実施方針			10	
本事業の趣旨を的確に理解し、基本仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえ、本事業における方針及び対策が提起されているか。				10
2 業務の実施内容			70	
	(1) 福利厚生事業関連業務		40	
		ア 創造的かつ効果的な実施事業（健康を促進するサービス・生活を支えるサービス・余暇を有意義にするサービス・その他事業者や会員及びその家族の福利厚生に寄与するサービス）その他の独自事業が企画・提案されているか。		20
		イ 企画内容が明確かつ具体的で実効性・実現性のあるものになっているか。		20
	(2) 加入促進業務		30	
		ア 会員数の目標が設定され、会員数増加に向けた計画が企画・提案されているか。		15
		イ 企画内容が明確かつ具体的で実効性・実現性のあるものになっているか。		15
3 業務の実施体制等			20	
	(1) 業務を進めるための遂行可能な人員が確保されているか。			5
	(2) 中小企業等への福利厚生の支援実績があるか。			5
	(3) 業務の企画・運営等にノウハウが生かせる業務実績を有する人員が確保されているか。			5
	(4) 個人・企業情報が漏えいすることのないよう、十分な対策が講じられているか。			5
合 計			100	100

【留意点】

- ※ 審査委員会での審査及び評価の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、最高得点が本市の求める最低限の水準（100 点中 60 点）に達していない場合は、この限りではない。
- ※ 最高得点者が 2 者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。
- ※ 大項目において 0 点の項目が 1 箇所でもある場合、その提案は無効とする。